

## 日本法医学会認定医制度認定試験委員会細則

1. [ 試験委員会の設置 ] 日本法医学会認定医制度規定第 9 条に基づき，日本法医学会認定医制度運営委員会（以下運営委員会）に認定試験委員会（以下試験委員会）をおく．
2. [ 試験委員会の職務 ] 試験委員会は試験の出題および実施を担当する．
3. [ 試験委員の選出 ] 試験委員会委員（以下試験委員）は，運営委員会の議により推挙し，その中から，あるいはその他から理事会が委嘱する．
4. [ 定数 ] 試験委員会の委員定数は 12 とし，うち 2 名以上は運営委員会委員をもって充てる．
5. [ 任期 ] 試験委員の任期は 4 年とし，2 年ごとに半数を改選する．ただし任期終了後 2 年以上経過の後の再任はこれを妨げない．
6. [ 欠員の補充 ] 試験委員に欠員が生じた場合は遅滞なく補充する．この場合任期は前任者の任期満了日までとする．
7. [ 氏名の公表 ] 試験委員の氏名は任期中には公表せず，任期終了後公表する．
8. [ 委員長 ] 試験委員会に委員長をおく．委員長は試験委員の互選により定める．ただし運営委員会委員長は試験委員会委員長を兼ねることはできない．

### 附則

1. 本細則は 1999 年 4 月 14 日より施行する．
2. 試験委員会は 1999 年 4 月 14 日に発足する．その際には運営委員会委員 6 名が試験委員を兼任し，その任期は 2001 年 3 月までとする．また，他の 6 名の試験委員は運営委員会委員以外より選出し，任期は 2003 年 3 月までとする．